

証書式通知預金規定

証書式通知預金規定

1. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 「普通預金等共通規定」第5条第2項、本規定第5条第2項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

2. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この預金の証書と引換えに、受入店で返却します。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、証書表面記載の利率にかかわらず預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は10,000円とします。

4. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの預金の証書とともに提出してください。
- (2) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。
この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当行が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ② 法令で定める本人確認等における確認事項、および「普通預金等共通規定」第6条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ③ 「普通預金等共通規定」第6条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が一定期間解消されない場合

5. 届出事項の変更等

- (1) この預金の証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金の証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手續をした後に行います。

6. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

7. 普通預金等共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「普通預金等共通規定」が適用されるものとします。

以上
(2021年5月6日現在)